

最高裁判所判事の日常

——大学教授から裁判官に転任して——

2000年11月20日

奥田 昌道

● Ⅲ 自由時間の過ごし方——激務への対処法——

最高裁判所の裁判官の方々は、激務への対処法として、それぞれにいろいろ工夫をして健康の保持につとめておられるようだ。私の場合は、もっぱらスポーツということになる。スポーツといっても単純なもので、「するスポーツ」の方は、ジョギング（マラソン）と野球（投球練習）の二種類しかない。

● 一、ジョギング（マラソン）

私にとっては登庁する前の早朝の時間が最も大切な自由時間である。私は三〇年来、朝または夕方に時間を見つけては少しでも走るように心掛けてきた。それが生活の一部になっていた。だから東京に来てからもそれを続けたかった。

さいわい私の宿舎から一・七キロメートルほどのところに代々木公園がある。着任早々に代々木公園に行ってみた。走るのにもってこいの場所である。それ以来、ほぼ毎朝、同公園へジョギングに出掛けるのが日課のようになってしまった。四季折々の季節の変化を楽しむことができるし、早朝の公園は空気も澄み樹々の緑が新鮮で実に爽やかである。心身のリフレッシュに最適だと思っている。

夜明け頃に公園に入るとまず出会うのは、ウォーキングをなさっている人たちである。ご夫婦のペアもあれば、気の場合仲間とウォーキングを楽しんでいたりと、独りで黙々と歩いている人もある。総じてご年輩の方が多いようだ。あたりがすっかり明るくなる頃にはランニングの人たちが現われる。毎朝顔を合わせるのは、ほぼ同じ顔ぶれのように、いつしか行き交うときに「お早ようございます」と声を掛け合うようになった。今では、十人ばかり顔見知りの人ができた。私は比較的ゆつくりのペースで走るのだが、実業団の選手の一団や、一見してレースで好成績を収めそうな走り方のランナーは、さすがに速くてとてもついて行けない。若いときだったら少しはついていけたのに、と思ったりしながら、それでも「継続は力なり」で飽きることなく公園へと足を運ぶのが私の楽しみとなっている。

ちなみに、『ランナーズ』という雑誌社が毎年十月に「全日本月間走り込み大会」というのを企画していて、平成十二年は第十七回大会であった。この大会は、十月一日から十月三十一日までの一か月間に走った合計距離を競い合うもので、私も過去に何度か参加した。参加したといっても、皆と一緒に走るわけではなく、各自が走った距離を大会本部へ申告



する方法で結果が集計され、各人の順位が全国で第何位、都道府県別、男女別、年齢別（例えば私の場合は、六〇歳〜六九歳の部）で第何位と記載した証書が後日送られてくることになる。東京に来て初年度の平成十一年は、大会に参加せず、自分で目標設定した距離を走ることにした。それでも月間三〇〇キロ以上走ることができたので、平成十二年の大会には参加申込みを行い、前年を上回ることを目標に頑張った。その甲斐あって月間の合計が三四三キロメートルに達した。私はいつもそうなのだが、何か具体的な目標がないと、つい自分を甘やかしてしまう。単に「好きだから」とか、「時間があれば」という程度では、なかなかコンスタントには走れないものだ。

次の私の目標は、二〇〇一年一月十四日（日）の「第二回谷川真理ハーフマラソン」である。開催地は、東京都北区の荒川河川敷で、日本陸連公認コースを走る。そして、同年三月二十五日（日）には、同じく荒川河川敷のコースを走るフルマラソン（四二・一九五キロ）「第四回 東京・荒川市民マラソン」が開催される。先日その申込みをすませたばかりだ。前年の第三回大会では、四時間をオーバーしてしまったので、今回は四時間を切ることを目標としている。

フルマラソンはたしかに過酷である。健康によいかと聞かれれば、「よくない」と答えたい。それなら何故走るのかと聞かれれば、「人生そのものに似ているから」と答えたい。平坦な人生など有り得ない。逆境を生き抜く気力と体力、それが必要な点で何かフルマラソンと共通性があるように思えてならない。またフルマラソンは日頃の練習成果がそのまま現われるスポーツだと思う。練習を積んだから必ず好結果が出るとは限らないけれども、練習をしていなければ絶対にいい結果は出ない。そういうところが私の気に入っているのかもしれない。

●二、野球（投球練習）

高校の頃から草野球を楽しみ、クラス対抗では親友の剛速球投手の捕手をつとめ、以来、大学に進んでからも、大学に教員として勤めるようになってからも、ずっと草野球の捕手をしてきた。ところが、二塁までボールの届かない人間が投手などつとまるのかと思われるであろう。その通り。だから私は軟投型の技巧派投手だと自任している。ただし三振の取れる投手ではないから、バックスの守りに命運がかかっている。ところがエラーが頻発するのがこれまた草野球の特徴である。一口に草野球といっても、いろんな段階があり、ほんとうの草野球は、盗塁はなし（捕手は弱肩でパスボールも多い）、エラーはお咎めなし、という部類だ。それに投手はスピード違反禁止（全くかすりもしない程の速球投手相手では面白くない）。これなら誰でもが楽しんで野球をすることができる。

最高裁判所に来てからは、この野球の楽しみが奪われたかに思われた。着任して一カ月ほど経ったある日、私の秘書官に「野球をしたいんだけどなあ。キャッチボールをしてみたいな」



と洩らすと、秘書官は目を輝かせて「私もやりたいですよ。やりましょう」と応じてくれた。昼休み、週一、二回なら時間がとれる。問題は場所だ。あまり人目につかぬところがよい。といってなかなか名案が浮かばない。見付けた場所は地下の薄暗いガレージの中だった。隅の方に観光バスのような大型車が一台止っているだけで広々としている。よしここにしようとして何回かやっているうちに、クレームがついた。失意のうちに断念し秋を迎えた。遂に意を決して地上に出ることにした。中庭のテニスコートとバドミントンコートがL字型につながっている場所で、テニスコートは昼休み時間に使われているが、バドミントンコートの方はほとんど使われていないようだった。それにあまり人目につかない場所だった。ここだと伸び伸びとやれる。暴投をしても後方は石の壁だから心配いらない。青空の下で実に気持ちがいい。ガレージ使用を禁じられたお蔭でこんないい所へ来られたと感謝した。それからというものは、週一、二回、昼休みに三〇分ばかり、私と秘書官が投手と捕手を交替しながら投球練習に余念がない。秘書官は私のコーチ役で、私の投球フォームをチェックし、的確なアドバイスをしてくれる大切な盟友である。

平成十二年春のある休日に、和光市の司法研修所のグラウンドで、新人の修習生たちに教官を交えて、午前と午後の二試合を楽しんだ。おひるときには、グラウンドの芝生の上で車座になって弁当を食べながら話しが弾んだ。暖かい陽光を浴び、心地よい風を感じながら過ごしたあの時のことが今も目に浮かぶ。

同年六月の法曹野球（裁判所・検察庁・弁護士会の対抗試合）では、私は対弁護士会戦に登板して痛打され、大敗した。あれは、こと、打撃に関しては草野球ではなかった。レベルが高過ぎた。本稿をここまで書いたところで中断し、十一月十七日（金）執務終了後、名古屋に向かい、一泊して、十八日（土）名古屋市中千種区の東海グラウンドでの「三庁対抗野球試合」に臨んだ。大阪・名古屋・東京の三裁判所（地裁）の対抗戦で毎年この時期に行われるとのこと、東京は負け知らずとか。逆に名古屋には一向に勝利の女神が微笑んでくれないという。私はその対名古屋戦に先発し、三回までは2対2、四回表に味方が3点取って5―2とリードしながら、四回裏に痛恨の5点を奪われ、更に五回には4点を取られて敗れ、名古屋チームに悲願の一勝をプレゼントしてしまった。救援投手の番が遅れたことが悔まれる。続く対大阪戦では私は捕手をつとめたが、盗塁は全部セーフ、投手陣も打ち込まれて、これまた敗れ、結局、二敗してしまった。そのあとの懇親会では、名古屋、大阪の両チームはニコニコ顔、大変な盛り上がり方であった。やはり私は、ほんとうの草野球に徹すべきで、このような対外試合（公式戦）は無理だと、反省している次第でいある。

（平成十二年十一月二十日、記）

（最高裁判所判事）

『法曹』No.603、2001年1月号、「最高裁判所判事の日常——大学教授から裁判官に転任して——」から抜粋転載

